

平成29年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（概要版）

1 日 時 平成29年6月28日（木） 14時00分～15時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 ((株)街NAMI 代表取締役)  
副部会長 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学専任講師)  
特別委員 島野 治人 ((株)根室市観光開発公社専務取締役)  
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)  
特別委員 金子 ゆかり (有)金子設計事務所 一級建築士

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	伊藤 尊之
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	相樂 祐介
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	森越 愛
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	國枝 佑多
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	小林 和哉
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事	鈴木 遥菜
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長	山野井 善正
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任	武村 耕樹

4 傍聴者 なし

5 審議事項

(1) 「(仮称) マックスバリュセイリョー店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

(1) 「(仮称) マックスバリュセイリョー店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは質疑が出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な質疑)

- ・ 隣接の温泉施設との一体的利用について、大店立地法の考え方として、温泉施設は公道で隔てられていることから、あくまで別施設の扱いとなるが、設置者として、温泉施設の事業者とも協力しながら、円滑な運営に努めていく意向であることを確認。
- ・ 出入口①及び⑤の入出庫に関し、側道(副道)の正しい進入方向(一方通行なのか等)

について、副道は、交互通行可能な道路であり、交通量も少ないことから、入出庫にあたり、自動車が交錯する危険性も低いこと、また、道路管理者にも確認した結果、今のところ、特に交通規制（相互通行可能）はなく、今後も規制する予定はないことを確認。

- 夜間の機器毎の最大音源の予測結果に関する懸念について、予測においては、常に全ての機器が100%フル稼働しているものとして予測しており、より安全側で算出していること、また、予測方法の内容を再検証した上で、現地確認を行った結果、住居壁際には、店舗機器からの距離がかなり離れており、機器の騒音自体ほとんど聞き取れない状況であることや現状で苦情等がないことも踏まえ、夜間における機器毎の騒音については、住居への影響は少ないものと推察されることを確認。

(2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

## 7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり

別 紙

(答申 (仮称) マックスバリュセイリョー店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。